

産業廃棄物処分業許可証

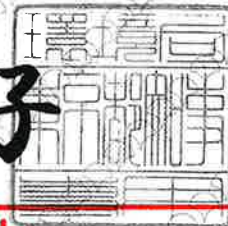
住所 千葉県市川市田尻二丁目11番25号

氏名 株式会社市川環境エンジニアリング
代表取締役 岩楯 保

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6年 3月 29日

許可の有効年月日 令和11年 3月 28日

複写禁止

本許可証は、原本の写しです。
本許可証は、許可内容の参照以外の用途には使用できません。

株式会社市川環境エンジニアリング

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破砕：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(以上7種類)

切断：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(限定は裏面のとおり)

(以上7種類)

圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず

(以上3種類)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都江東区新木場四丁目5番23号

3 許可の条件

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(2) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 31年 3月 29日 新規許可

令和 6年 3月 29日 更新許可 第1回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



(裏面)

許可番号 第13-20-002661号

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都江東区新木場四丁目5番23号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	34.8t/日	221t/日	平成20年11月16日	産施第317号	平成19年11月16日
	紙くず	48.7t/日			-----	-----
	繊維くず	50.6t/日			-----	-----
	ゴムくず	16.3t/日			-----	-----
	金属くず	54.9t/日			-----	-----
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	261t/日			-----	-----
	がれき類	571t/日			産施第317号	平成19年11月16日
切 断	廃プラスチック類	151t/日	-----	平成27年11月16日	-----	-----
	紙くず	129t/日			-----	-----
	木くず	237t/日			-----	-----
	繊維くず	51.8t/日			-----	-----
	ゴムくず	224t/日			-----	-----
	金属くず	488t/日			-----	-----
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石膏ボードに限る。)	129t/日			-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類	69.6t/日	80.8t/日	平成20年11月16日	-----	-----
	紙くず	69.6t/日			-----	-----
	繊維くず	126t/日			-----	-----

複写禁止

**本許可証は、原本の写しです。
本許可証は、許可内容の参照以外の用途には使用できません。**

株式会社市川環境エンジニアリング

(以下余白)